

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月10日報告

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月31日 専決第2号

小松島市長 中山俊雄

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日

小松島市条例第22号

小松島市国民健康保険税条例（昭和35年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第24条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。